

新旧対照表

○千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和56年公安委員会規則第4号）

改正案	現行
<p>(<u>（検査及び講習修了証明書の交付）</u>)</p> <p>第16条 初心者講習の受講者について、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了直後に検査を実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定による検査は<u>正誤式</u>の筆記試験により行い、検査時間は1時間とし、検査問題は次の各号に掲げる事項についての<u>50問</u>とする。</p> <p><u>(1) 猟銃及び空気銃を所持する者の社会的責任</u></p> <p><u>(2) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令</u></p> <p><u>(3) 猟銃用火薬類等に関する法令</u></p> <p><u>(4) 狩猟に関する法令</u></p> <p><u>(5) 猟銃及び空気銃の事故防止</u></p> <p><u>(6) 猟銃及び空気銃の種類等</u></p> <p><u>(7) 猟銃及び空気銃の使用、保管等についての準則</u></p> <p><u>(8) 実包の運搬及び保管についての一般準則</u></p> <p>3 法第5条の3第2項の講習修了証明書は、初心者講習にあつては第1項の検査において<u>90パーセント</u>以上の成績を収めた者に対し検査終了後、経験者講習にあつては経験者講習を修了した者に対し講習終了後、それぞれ講習場所において交付するものとする。</p>	<p>(<u>（検査及び講習修了証明書の交付）</u>)</p> <p>第16条 初心者講習の受講者について、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了直後に検査を実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定による検査は<u>択一式</u>の筆記試験により行い、検査時間は1時間とし、検査問題は次の各号に掲げる事項についての<u>20問</u>とする。</p> <p><u>(1) 銃砲を所持する者の社会的責任</u></p> <p><u>(2) 猟銃又は空気銃の所持の許可（以下この項において「所持許可」という。）</u></p> <p><u>(3) 所持許可の更新及びその手続</u></p> <p><u>(4) 所持許可の失効及びその後の手続</u></p> <p><u>(5) 所持許可の取消し</u></p> <p><u>(6) 猟銃及び空気銃の所持についての遵守事項</u></p> <p><u>(7) 猟銃用火薬類等に関する法令</u></p> <p><u>(8) 狩猟に関する法令</u></p> <p><u>(9) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い</u></p> <p><u>(10) 猟銃及び空気銃の事故防止</u></p> <p>3 法第5条の3第2項の講習修了証明書は、初心者講習にあつては第1項の検査において<u>70パーセント</u>以上の成績を収めた者に対し検査終了後、経験者講習にあつては経験者講習を修了した者に対し講習終了後、それぞれ講習場所において交付するものとする。</p>
<p>(<u>（検査及び年少射撃資格講習修了証明書の交付）</u>)</p> <p>第27条の6 年少射撃資格講習会の受講者について、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了直後に検査を実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定による検査は<u>正誤式</u>の筆記試験により行い、検査時間は1時間とし、検査問題は次の各号に掲げる事項についての<u>50問</u>とする。</p> <p><u>(1) 猟銃及び空気銃を所持する者の社会的責任</u></p> <p><u>(2) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令</u></p> <p><u>(3) 空気銃の事故防止</u></p> <p><u>(4) 空気銃の種類等</u></p>	<p>(<u>（検査及び年少射撃資格講習修了証明書の交付）</u>)</p> <p>第27条の6 年少射撃資格講習会の受講者について、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了直後に検査を実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定による検査は<u>択一式</u>の筆記試験により行い、検査時間は1時間とし、検査問題は次の各号に掲げる事項についての<u>20問</u>とする。</p> <p><u>(1) 銃砲を所持する者の社会的責任</u></p> <p><u>(2) 年少射撃資格の認定（以下この項において「認定」という。）</u></p> <p><u>(3) 認定の失効及びその後の手続</u></p> <p><u>(4) 認定の取消し</u></p>

(5) 空気銃の使用、保管等についての準則

3 法第9条の14第2項の年少射撃資格講習修了証明書は、第1項の考査において70パーセント以上の成績を収めた者に対し、考査終了後に講習場所において交付するものとする。

(発見の届出)

第36条 法第23条の規定による銃砲又は刀剣類を発見した場合の届出は、別記第23号様式の古式銃砲・刀剣類発見届を提出して行わなければならない。

(5) 空気銃の所持についての遵守事項

(6) 空気銃の使用、保管等の取扱い

(7) 空気銃の事故防止

3 法第9条の14第2項の年少射撃資格講習修了証明書は、第1項の考査において70パーセント以上の成績を収めた者に対し、考査終了後に講習場所において交付するものとする。

(発見の届出)

第36条 法第23条の規定による銃砲又は刀剣類を発見した場合の届出は、別記第23号様式の銃砲刀剣類発見届を提出して行わなければならない。

第23号様式（第36条）

(表)

		年 月 日	
古式銃砲・刀剣類発見届			
警察署長 様		届出人 ㊟ (発見者との関係)	
(1)	発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 二 二
		職業	
		氏名	年 月 日生 (歳)
	発見物件		
	発見年月日	年 月 日	
	発見場所		
	発見の端緒		
----- 切 ----- 取 ----- 線 -----			
古式銃砲・刀剣類発見届出済証			
		警察署長 ㊟	
(2)	発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 二 二
		職業	
		氏名	年 月 日生 (歳)
	発見物件		
	届出年月日	年 月 日	
	住所確認書類：住民票・運転免許証・健康保険被保険者証・その他 ()		
		年 月 日	
古式銃砲・刀剣類登録通知書			
公安委員会 様		教育委員会 ㊟	
(3)	登録申請者	住所	電話番号 二 二
		氏名	
	登録をした物件		
	登録記号番号		
----- 切 ----- 取 ----- 線 -----			
		年 月 日	
古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書			
教育委員会 様		警察署長 ㊟	
(4)	発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 二 二
		氏名	
	発見物件		
	取扱者	係 階級 氏名	連絡先

第23号様式（第36条）

(表)

		年 月 日	
銃砲刀剣類発見届			
警察署長 様		届出人 ㊟	
(1)	1 発見届出人	住所	(電話)
		職業	
		氏名	年 月 日生 (歳)
	2 発見銃砲刀剣類		
	3 発見年月日	年 月 日	
	場所		
	動機		
----- 切 ----- 取 ----- 線 -----			
銃砲刀剣類発見届出済証			
		警察署長 ㊟	
(2)	1 発見届出人	住所	
		職業	
		氏名	年 月 日生 (歳)
	2 発見銃砲刀剣類		
	3 届出年月日	年 月 日	
		年 月 日	
銃砲刀剣類登録通知書			
千葉県公安委員会 様		千葉県教育委員会 ㊟	
(3)	1 申請者	住所	
		氏名	
	2 登録した銃砲刀剣類		
	3 登録番号		
----- 切 ----- 取 ----- 線 -----			
		年 月 日	
銃砲刀剣類登録希望者通知書			
千葉県教育委員会 様		警察署長 ㊟	
(4)	1 発見届出人	住所	(電話)
		氏名	年 月 日生 (歳)
	2 発見銃砲刀剣類		
	3 発見の動機		

(裏)

注意

- 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上、発見した物件と共に、最寄りの警察署に届け出てください。
- 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入してください。
- 3 「発見の端緒」とは、例えば引越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入してください。
- 4 発見の状況の分かる家族又は使用人で責任ある者が代わって届出をすることも可能です。

注意

- 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。
速やかに登録申請をしなかった場合は、この票があつても、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項違反(不法所持)となります。
- 2 教育委員会に登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出してください。
- 3 登録を受けないと他人に譲り渡す等のことはできません。
- 4 登録されなかった場合は、所持することができないので警察署に提出してください。
- 5 (2)の票と(3)の票とは切り離さないでください。
- 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出てください。

上記注意事項を確認しました。 発見者署名 @

(裏)

注意

- 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入のうえ銃砲刀剣類を持参して、最寄りの警察署に届け出ること。
- 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「発見の場所」は、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を具体的に記入すること。
「発見の動機」は、例えば引越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入すること。
- 4 発見の状況のわかる家族又は使用人で責任ある者が代わって届け出ても差し支えないこと。

注意

- 1 登録を受けるまでは、この票を銃砲刀剣類とともに大切に保管すること。
- 2 教育委員会から通知があつたときは、速やかに登録の申請をすること。
- 3 教育委員会に登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出すこと。
- 4 銃砲刀剣類は、登録を受けないと他人に譲り渡す等のことはできないから、注意すること。
- 5 登録されなかった銃砲刀剣類は、そのままの状態では所持することができないこと。
- 6 (2)の票と(3)の票とは切り離さないこと。
- 7 亡失及び盗み取られたとき、又は著しくき損したときは、速やかにその旨を届出をした警察署に申し出ること。